

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法政省令の改正の概要について

改正法 公布：平成22年5月19日

施行：一部施行 平成22年6月8日、全部施行 平成23年4月1日

改正政令 公布：平成22年12月22日、施行：平成23年4月1日

改正省令 公布：平成23年1月28日、施行：平成23年4月1日

平成22年5月に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し公布されました。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和45年に成立した法律です。

同法は、その後数回にわたって改正されるとともに、平成12年には、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これに基づき各種リサイクル関連法の整備が進み、廃棄物・リサイクル分野の施策体系の充実・強化が図られてきました。

しかし、大規模な不法投棄は従前と比べれば減少してはいるものの、なお廃棄物の不適正処理の事例は後を絶たず、最終処分場の残余容量についても依然として逼迫した状況にあります。さらに、地球温暖化防止や、途上国内における劣悪な廃棄物処理による環境汚染対策などにも取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえて廃棄物・リサイクル施策の一層の充実強化を図るため、このたび大規模な法改正が行われました。

この冊子は、このたびの法、政省令の改正の概要をまとめたものです。廃棄物の排出事業者や廃棄物処理業者の皆様におかれては、こうした法改正の趣旨、内容を御理解のうえ、適正な廃棄物処理に努めるようお願いします。

なお、法の詳細については、県廃棄物指導課又は各地域県政総合センター環境部（横浜市、川崎市、相模原市又は横須賀市に事業所や処理施設がある場合は、それぞれの市の廃棄物担当課）にお問い合わせください。

平成23年2月

神奈川県

目次

本冊子で用いる用語の省略形	1
1 排出事業者の適正処理確保のための対策の強化	2
(1) 新規 不適正処理に係る土地所有者等の通報努力義務（全部）	2
(2) 変更 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化（排出）	2
(3) 新規 排出事業者が産業廃棄物を事業場外で保管する場合の事前届出（建設）	3
(4) 変更 帳簿作成対象の拡大等（排出）	4
(5) 新規 産業廃棄物引き渡し時のマニフェスト交付の徹底（排出、運搬業、処分業）	5
(6) 変更 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の保存義務の一部追加（排出）	6
(7) 新規 産業廃棄物処理業者による処理が困難となった場合の委託者への通知（処理困難通知）（排出、運搬業、処分業）	7
(8) 変更 報告徴収・立入検査・措置命令の対象拡充（全部）	10
(9) 変更 不法投棄等を行った場合の量刑の強化（全部）	10
(10) 新規 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者一元化（建設、運搬業、処分業）	11
2 新規 廃棄物処理施設の定期検査の実施、維持管理情報の公表（施設）	17
3 廃棄物処理業の優良化の推進等	19
(1) 新規 優良な産業廃棄物処理業者についての許可期間の特例（運搬業、処分業）	19
(2) 変更 許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置（運搬業、処分業）	22
4 排出抑制の徹底	25
(1) 変更 多量排出事業者処理計画様式を規定（排出）	25
(2) 変更 処理計画等記載事項の変更（委託先の情報の記載の追加）（排出）	25
(3) 変更 処理計画書等の提出及びそのデータの公表（排出）	25
(4) 新規 無届者に対する過料の設定（排出）	25
5 新規 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者に係る知事認定（施設）	26
6 変更 収集運搬業許可の合理化（政令改正）（運搬業）	28
7 その他政省令改正等	33
(1) 廃石綿等の埋立処分の見直し（排出、運搬業、処分業）	33
(2) 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続（施設）	34
(3) 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し（運搬業、処分業、施設）	34
(4) 廃棄物処理施設の事故時の措置の記録（施設）	35
8 その他法改正等	35
(1) 変更 大臣事務関係の整理（全部）	35
(2) 新規 輸入した廃棄物の委託基準等（排出）	35
(3) 新規 設置許可が取り消され管理者不在となった最終処分場対策（施設）	35
9 法改正・政省令改正に関するホームページ	36
廃棄物処理法に関する主な問い合わせ先	37
改正部分にかかる罰則一覧	38

本冊子で用いる用語の省略形

省略形等	用語
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
改正法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年5月19日法律第34号）
旧法	改正法施行前の法
政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令300号）
改正政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年12月22日政令第248号）
旧政令	改正政令施行前の政令
省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令35号）
改正省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成23年1月18日省令第号）
旧省令	改正省令施行前の省令
県知事等	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市又は横須賀市の長
政令市	横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市
産業廃棄物	特に記載のない限り、特別管理産業廃棄物を含む
マニフェスト	法第12条の3の規定による産業廃棄物管理票
県条例	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成18年12月28日神奈川県条例第67号）
(目次中)排出	改正内容が排出事業者に関する規定であることを示す
(目次中)運搬業	改正内容が収集運搬業に関する規定であることを示す
(目次中)処分業	改正内容が中間処分・最終処分業に関する規定であることを示す
(目次中)施設	改正内容が廃棄物処理施設に関する規定であることを示す
(目次中)建設	改正内容が建設系廃棄物排出事業者に関する規定であることを示す
(目次中)全部	改正内容が不特定多数の方に関する規定であることを示す

なお、引用した改正法、改正政令、改正省令について、一部変更の場合は変更部分に下線を付してあります。

条文全部が新規の場合は、特に下線は付していません。

1 排出事業者の適正処理確保のための対策の強化

(1) **新規** 不適正処理に係る土地所有者等の通報努力義務

法第5条は、清潔の保持に関する事項を定めています。

改正法では、不適正処理に関する情報は、できる限り速やかに得られることが望ましいことから、法第5条に土地の所有者等が、その所有等をする土地において、不法投棄等の廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、県知事等に通報するよう努めなければならないことが定められました。

法第5条（清潔の保持）

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

3～7 （略）

この通報先は、廃棄物の種類により異なり、次のとおりです。

- ・引っ越しに伴う不用物など一般廃棄物の場合→その土地の所在する市町村長
- ・がれき類など産業廃棄物の場合→県知事（横浜市、川崎市、相模原市又は横須賀市は市長）

(2) **変更** 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

排出事業者は、その排出する産業廃棄物について責任を負わなければならない（排出者責任）こととなっています。（法第11条、第12条）

改正法では、排出者責任の強化として、排出事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合には、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行う責務があるということが明確になりました。

実際の確認の方法としては、次のような例が考えられます。

排出事業者による処理の状況の確認方法の例

- 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実際の現地で確認する。
 - ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
 - ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
 - ・（安定型最終処分場の場合）展開検査が適正に行われているか 等
- 公表されている処理業者の処理状況や施設の維持管理状況等の情報から、産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する。

法第12条（事業者の処理）

1～6 （略）

7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8～13 （略）

（法第12条の2に特別管理産業廃棄物に関する同様の規定）

(3) **新規** 排出事業者が産業廃棄物を事業場外で保管する場合の事前届出

建設系廃棄物については、過剰に又は長期間保管するなどの不適正な保管を行う事例が見受けられるため、排出事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外においてその産業廃棄物の保管を自ら行う場合の保管場所を行政が把握できる仕組みを設け、不適正な保管が行われた場合の早期発見等を目的として、事前の届出制度が創設されました。

具体的には、その産業廃棄物が生じた事業場以外の300m²以上の保管場所で保管する場合、事前に届出が必要となりました。

なお、改正法では、同時に建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は元請業者に一元化されることが明確に規定されましたので、事前届出の保管場所では、元請工事で生じたもののみ保管できることとなります(11ページ「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者一元化」参照)。

下請負人が、元請業者の廃棄物を運搬、保管する場合は、積替え又は保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、許可がない場合は無許可営業に該当しますので、御注意ください。

法第12条 (事業者の処理)

1～2 (略)

3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるもの※1に限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるもの※2に限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合※3を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところ※4により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

※1 環境省令で定めるもの

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。)に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)

※2 環境省令で定めるもの

300m²以上の保管場所で行う保管

※3 環境省令で定める場合

非常災害のために必要な応急措置として当該保管を行う場合

※4 環境省令で定めるところ

様式第2号の4による届出書に、保管場所の使用権原を有することを証する書類と保管場所の平面図及び付近の見取図を添付して提出する。

4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5～13 (略)

(法第12条の2に特別管理産業廃棄物に関する同様の規定)

改正法施行前に保管を行っている場合は、次の改正法附則第6条第1項及び第3項に基づき、改正法施行後3ヶ月以内に届け出なければならないこととなりました。

改正法附則第6条

この法律の施行の際現にその事業活動に伴い新法第12条第3項に規定する産業廃棄物を生じた事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行っている事業者は、環境省令で定めるところにより、施行日から起算して3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(第3項に特別管理産業廃棄物に関する同様の経過措置)

本県では、県条例を定め、廃棄物が生じた事業場以外の100m²以上の保管場所で保管する場合は、県条例に基づく事前の届出が必要としていました（横浜市、川崎市及び相模原市を除きます。なお、相模原市は、市の条例に基づく届出が必要です。）。

改正法の施行に伴い、県条例を改正し、法と県条例が重複する場合は、県条例の適用を平成23年4月1日から除外することとしました。既に県条例に基づく届出をされている事業者の方は、改正法の施行に際して、次のとおりの対応をお願いします。

（※県のホームページに「保管場所の届出の手引き」を掲載していますので、こちらもご確認ください。<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3965/>）

- 100m²以上300m²未満の保管場所の届出をされている場合
→ 法、条例ともに法改正に伴う新たな手続は不要です。
- 300m²以上の保管場所で、建設工事に伴い生じた廃棄物以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の保管場所の届出をされている場合
→ 法、条例ともに法改正に伴う新たな手続は不要です。
- 300m²以上の保管場所で、建設工事に伴い生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の保管場所の届出をされている場合
→ 改正法に基づく保管場所の届を提出してください。条例の届出対象から除外されます。
（※様式は、<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3965/>からダウンロードできます）
- 下請工事で発生した産業廃棄物のみを保管している場合
→ 下請工事で発生した産業廃棄物は元請業者の廃棄物であり、下請負人が管理する保管場所での保管はできませんので、保管をやめ、条例に基づく保管場所廃止届出書を提出してください。

今後、下請工事で発生した産業廃棄物を運搬し、保管する業務を行う場合は、原則として、産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可が必要となります。許可を受けることを検討する場合は、保管場所を所管する地域県政総合センター（政令市内の場合は各政令市）に御相談ください。

なお、改正法の施行に伴い、非常災害のために必要な応急措置として、300m²以上の保管場所に、建設工事に伴い生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を保管する場合は、保管をした日から起算して14日以内に届出が必要となります。

(4) **変更** 帳簿作成対象の拡大等

旧法では、排出事業者に対しては産業廃棄物処理施設を設置している者のみに義務づけられていた帳簿の備え付けについて、対象が拡大されました。

新たに対象となったのは、次の2区分です。

- ・ 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者
- ・ 事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者

この規定により、排出事業者が行う不適正処理対応の強化が図られることとなります。

また、これまで排出事業者の帳簿記載事項であった委託に係る事項は、記載が不要となりました。

法第12条（事業者の処理）

1～12 （略）

13 第7条第15項及び第16項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるもの※1について準用する。この場合において、同条第15項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

法第12条第13項の規定による法第7条第15項及び第16項読み替え

15 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるもの※1は、帳簿を備え、その産業廃棄物の処理について環境省令※2で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

※1 政令で定めるもの

政令第6条の4

法第12条第13項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- 一 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- 二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）

※2 環境省令で定める事項

○政令第6条の4第1号の事業者（産業廃棄物処理施設又は焼却施設の設置者）

当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次の事項。

処分年月日

処分方法ごとの処分量

処分（埋立・海洋投入を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

○政令第6条の4第2号の事業者（自ら処分又は再生を行う事業者）

事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、次の事項。

・運搬：産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

・処分：産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立・海洋投入を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

<注意>運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

(5) **新規** 産業廃棄物引き渡し時のマニフェスト交付の徹底

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと等定められた区分により、産業廃棄物の引き渡しと同時に、マニフェストを交付しなければならないこととなっています。

しかし、現状としてマニフェストの交付がないままに産業廃棄物の引き渡しが行われたり、強要されて行われたりする事例が見受けられ、不適正処理につながるおそれがあることから、改正法では、産業廃棄物の運搬・処分の受託者は、マニフェストの交付を受けていない場合はその産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととなりました。

この規定に違反した受託者は、マニフェストを交付しなかった委託者と同様の罰則（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用されます。

なお、電子マニフェストの利用により処理過程が管理される場合は、この規定は適用されません。

法第12条の4（虚偽の管理票の交付等の禁止）

1 （略）

2 前条第1項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。ただし、次条第1項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。

3～4 （略）

(6) **変更** 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の保存義務の一部追加

マニフェストは、回付、返送分を含めて、いわゆるA～E票の7枚綴りが一般的に使用されています。旧法では、マニフェストの排出者控えであるいわゆるA票は、これまで排出事業者はそのマニフェストにかかる処理が終了した以降の保存が義務づけられていませんでしたが、改正法で明確に義務づけられました。

排出事業者の方は、マニフェストを交付した場合、もともと保存義務のあった収集運搬業者及び処分業者から送付されたマニフェストの写し（いわゆるB2、D、E票）と同様にA票を、5年間保存してください。

法第12条の3（産業廃棄物管理票）

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（中略）は、（中略）当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間（5年間）保存しなければならない。

3～11 （略）

(7) **新規** 産業廃棄物処理業者による処理が困難となった場合の委託者への通知（処理困難通知）

産業廃棄物処理業者は、次に示す理由により、受託した産業廃棄物の処理を行うことが困難となった場合、委託した者に対してそのことを通知しなければならないこととなりました。この通知の写しは5年間保存する必要があります。

また、この通知を受けた者は、マニフェストが一定の期間のうちに返送されなかった場合と同様に、処理の状況を把握して、適切な措置を講じなければならないこととなりました。

<通知を行わなければならない困難事由>

ア 処理施設が破損するなどの事故が発生したため、使用することができなくなり、処理できなくなった産業廃棄物の数量が保管上限に達した。

※ 処理施設を使用することができない場合であっても、産業廃棄物の保管量が上限に達するまでの間は、困難事由に当たりません。

イ 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止したため、委託を受けている産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれなくなった。

ウ 処理施設を廃止したり休止したりしたことで、委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなった。

※ 同じ処理を行う処理施設を複数設置している場合で、一部施設を休廃止したものの他の施設により受託した産業廃棄物の処理が可能であるときは、困難事由に当たりません。

エ 処理施設である最終処分場の埋立処分が終了したことにより、委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなった。

※ 最終処分場を複数設置している場合で、一部埋立処分が終了したものの他の最終処分場により受託した産業廃棄物の埋立処分を行うことが可能であるときは、困難事由に当たりません。

オ 許可の取り消し対象となる要件に該当した。

カ 事業停止命令を受けた。

キ 産業廃棄物処理施設を設置していたが、法第15条の3第1項の規定に基づく施設設置許可の取消しを受けた。

ク 産業廃棄物処理施設を設置していたが、法第15条の2の7の規定に基づく改善命令等を受け、施設を使用することができなくなり、処理できなくなった産業廃棄物の数量が保管上限に達した。

<受託業者が通知すべき排出事業者の範囲>

困難事由が生じたとき、適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべて

<通知の方法>

書面あるいは電子ファイル（郵送、ファクシミリ等による書面の送付あるいは電子メール等による電子ファイルの送付）

＜通知を受け取った排出事業者が講ずべき措置＞

ア 産業廃棄物を引き渡していないときに通知を受けた場合

通知を発出した産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わない。

イ 処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合

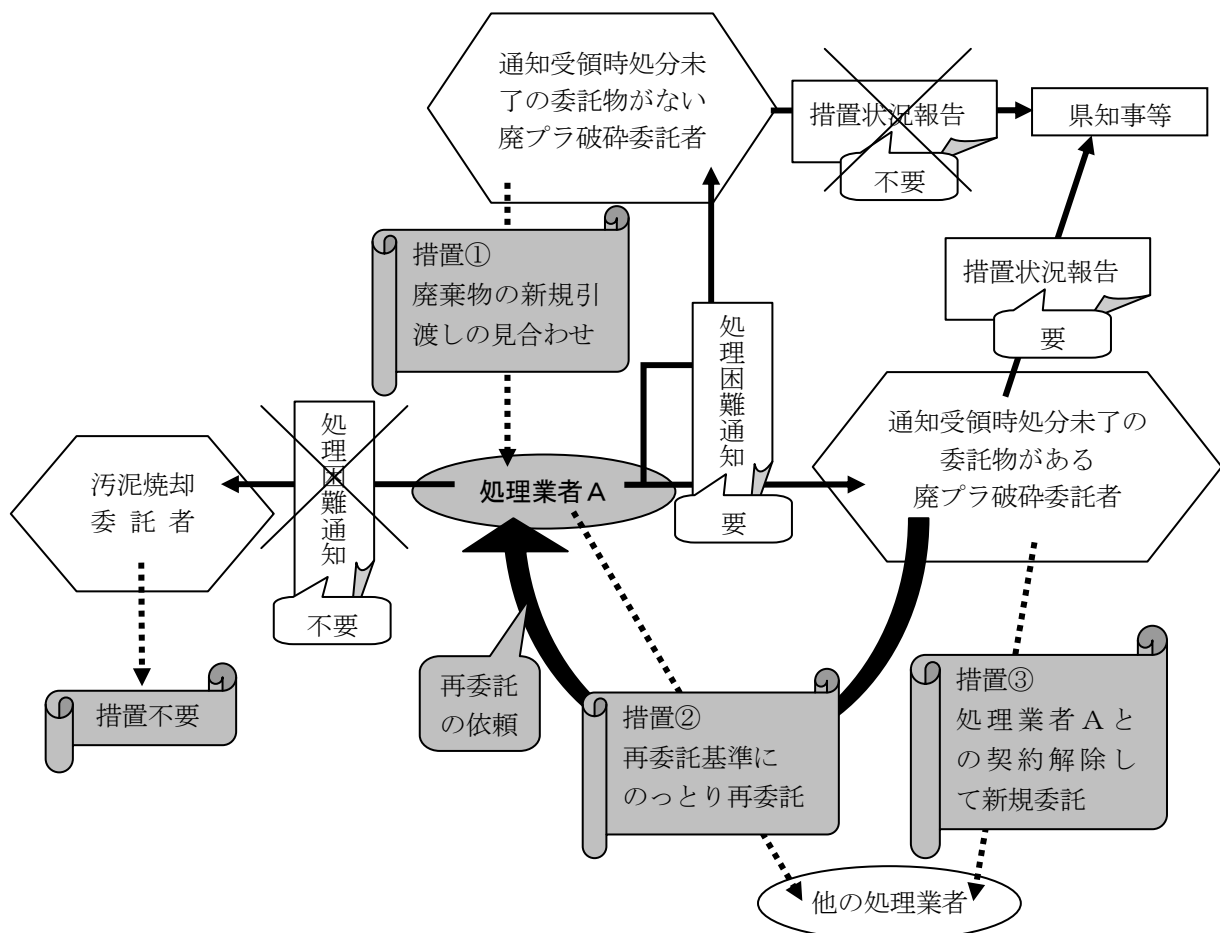
- ・委託した産業廃棄物が再委託可能なものの場合、通知をした産業廃棄物処理業者等に依頼して、他の産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託させる。
- ・委託契約を解除するなどして他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直す。

＜通知を受け取った排出事業者が県知事等に報告書を提出しなければならない場合＞

通知をした産業廃棄物収集運搬業者等に運搬等を委託し引き渡した産業廃棄物について、運搬等が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

(例)

廃プラスチック類の破碎及び汚泥の焼却を行っている処理業者Aで廃プラスチック類の破碎施設が破損し、処理前の廃プラスチック類が保管上限に達した場合



処理業者に委託すれば排出事業者の責任が終了するわけではありません。適正な処理が困難となった場合に生じた産業廃棄物の不法投棄等について、これまでも排出事業者責任が問われる法体系となっていました。処理困難通知が規定されたことで、不適正処理防止がより一層強化されることとなります。

法第14条（産業廃棄物処理業）

1～12（略）

13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由※1が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

※1 環境省令で定める理由

- ① 故障、事故
事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、その処理施設を使用することができないことにより、その処理施設において保管する産業廃棄物の保管量が法定の上限に達したこと
- ② 事業の廃止
産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、受託した産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれないこととなったこと。
- ③ 施設の休廃止
事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。
- ④ 埋立終了（最終処分場の場合）
事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。
- ⑤ 欠格要件該当
産業廃棄物処理業者（役員等を含む）が、禁錮以上の刑に処せられたこと、法等の規定に違反し罰金の刑に処せられたことなど、欠格要件のいずれかに該当したこと。
- ⑥ 行政処分
次の行政処分を受けたこと
 - ・法第14条の3（第14条の6の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令
 - ・法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の許可取消処分次の行政処分を受け、処理施設を使用することができないことにより、保管量が法定の上限に達したこと
 - ・法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令
 - ・法第19条の3の規定に基づく改善命令
 - ・法第19条の5の規定に基づく措置命令

14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

15～17（略）

（法第14条の4に特別管理産業廃棄物に関する同様の規定）

第12条の3（産業廃棄物管理票）

1～7（略）

8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第3項から第5項まで若しくは第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第14条第13項若しくは第14条の4第13項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

(8) **変更** 報告徴収・立入検査・措置命令の対象拡充

廃棄物の不適正処理に対して、迅速・的確な対処を行うため、県知事等が報告を徴収できる対象や、立ち入って検査ができる場所が追加されました。

また、廃棄物の処理基準に適合しない処理が行われた場合で生活環境の保全上の支障が生じた場合等に、県知事等は支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきであることを命じることができますが、その対象等が追加されました。

区分	新	旧
報告徴収対象	旧の対象に 「その他の関係者」を追加	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 処理業者 廃棄物処理施設設置者 情報処理センター 指定区域の土地の所有者等 指定区域の形質変更者
立入検査対象	旧の対象に 「その他の関係者の事務所、事業場」 「事業者、処理業者その他の関係者の車両、船舶その他の場所」を追加	<ul style="list-style-type: none"> 事業者又は処理業者の事務所、事業場 廃棄物処理施設のある土地、建物 指定区域
措置命令できる場合	(一般廃棄物) ・一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分 ----- (産業廃棄物) ・産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分	(一般廃棄物) ・一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処分 ----- (産業廃棄物) ・産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分
措置命令対象	(一般廃棄物) ・当該収集、運搬又は処分を行った者 ----- (産業廃棄物) 旧の対象に次を追加 ・交付した manifests の写しを保存しなかった者 ・ manifests の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者 ・建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者	(一般廃棄物) ・当該処分を行った者 ----- (産業廃棄物) ・当該処分を行った者 ・委託違反により当該処分が行われた場合の委託者 ・当該産業廃棄物の発生から処分までの manifests に係る義務違反者 ・前述の3者に対して、違反行為を要求、依頼、唆し、あるいは助けた者

(9) **変更** 不法投棄等を行った場合の量刑の強化等

不法投棄等重大な法違反に関する両罰規定で法人に課せられる罰金の上限が、1億円から3億円に引き上げられました。対象となる法違反は次のとおりです。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 無許可等資格なく収集運搬・処分を業として行った者 ② 不正の手段により収集運搬業・処分業の許可を受けた者 ③ 変更の許可なく収集運搬・処分の事業を行った者 ④ 不正の手段により収集運搬業・処分業の変更許可を受けた者 ⑤ 確認を受けずに廃棄物を輸出した者 ⑥ 不法投棄を行った者 ⑦ 不法焼却を行った者 ⑧ ⑤、⑥、⑦の未遂者 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

この規定については、平成22年6月8日付けで施行されています。

また、改正法で新たに規定された規制事項について、罰則が整理されました(38ページ参照)。

(10) **新規** 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者一元化

これまで、建設系廃棄物の排出事業者については、「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成6年8月31日付け衛産82号）により、「建設工事を発注者から請け負った建設業者(元請業者)は、当該建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者[※]に該当する」とされてきました。

しかし、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在する建設業では、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確であることが、建設工事に伴い生ずる廃棄物の不法投棄や不適正処理の一つの要因となっています。

そのため、このたび法第21条の3に、**明確に建設系廃棄物の排出事業者は元請業者であると定義づけられました。**したがって廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなりました。

法第21条の3に定義づけられた内容

土木建築に関する工事(※1)が数次の請負によって行われる場合、その建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についての廃棄物処理法の適用は、当該建設工事(※2)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(※3)を営む者(元請業者)を事業者とする。

- ※1 建築物その他の工作物の全部又は一部の**新築、改築、又は除去**を含み、解体する工事も含まれる。
- ※2 他の者から請け負ったものを除く。
- ※3 建設工事を請け負う**営業**(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。

<例外規定について>

元請業者が排出事業者と定義づけられたことで予想される次の3つの支障について、それぞれ例外規定が設けられました。

支障Ⅰ 下請負人が建設工事現場で保管を行う場合保管基準が適用されないと、下請負人による不適正な保管が建設工事現場で行われる可能性がある。

→ 法第21条の3第2項の例外規定により、下請負人が建設工事現場内において産業廃棄物の保管を行う場合にも、産業廃棄物保管基準が適用されます。

支障Ⅱ 収集運搬業の許可がない下請負人が一切廃棄物の運搬ができないと、廃棄物が建設工事現場に放置されるなどの事態を招くおそれがある。

→ 法第21条の3第3項の例外規定により、**次の条件にすべて該当する場合は**、下請負人が事業者とみなされ、下請負人の廃棄物として収集運搬業の許可なく運搬することが可能です。

<法第21条の3第3項の例外規定の詳細>

① **次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物の運搬であること**

- ・解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事(維持修繕工事)であって、その請負代金(発注者からの元請負代金)の額が500万円以下である工事

【注意】

正当な理由（事故、災害等により建築物その他の工作物が崩壊しつつあり、緊急に修繕の必要がある場合など）があつて契約を分割したときを除いて、1つの建設工事を同じ者が2つ以上の契約に分割して請け負う場合は、1つの契約で請け負ったものとみなされます。

- ・引き渡しがされた建築物等の瑕疵の補修工事であつて、その請負代金相当額が500万円以下である工事

【注意】

「瑕疵の補修工事」とは、新築工事等の完了後、それらの工事の一環として行われる修繕工事をいいます。新築工事等の請負代金の額は500万円を超えていても、瑕疵の補修工事の請負代金相当額が500万円以下であれば、この要件に該当します。

- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物の運搬であること
- ③ 1回あたりの運搬される量について、巻尺などを用いた簡易な方法により1 m³以下であることが明らかな運搬容器を用いて運搬されること
- ④ 神奈川県内あるいは東京都、山梨県又は静岡県内（隣接都県）に所在する元請業者が所有等する施設に運搬されること

【注意】

元請業者が所有等する施設とは、次のとおりです。

- ・元請業者が第3者から貸借している施設
- ・元請業者が下請負人又は中間処理業者から貸借している施設
- ・元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした収集運搬業者の積替え保管施設
- ・元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした中間処分業者の中間処理施設

- ⑤ 運搬途中において保管が行われないこと
- ⑥ 個別の建設工事にかかる書面による請負契約で下請負人が運搬を行うことが定められていること（建設工事が基本契約書に基づくものである場合、個別の建設工事ごとに必要な事項を記載した別紙（13、14ページに参考様式）を交わす旨を基本契約書に記載し、別紙を作成することで代えられる）

この規定により、下請負人が自らの廃棄物として運搬する場合、運搬車等に、運搬する廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面として、契約書（基本契約書の場合は⑥の別紙（写しでも可）を含む）の写し等の書面等の備え付けが必要です。

なお、下請負人が運搬する場合、その運搬部分に関しては、マニフェストの交付は不要です。

別記様式

(表面)

年 月 日	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第3項の規定により、下記の廃棄物については、 下請負人 が自ら運搬することとします。</p>	
<p>元請業者 住 所 氏名又は名称 電話番号</p>	印
<p>下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号</p>	印
<p>下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号</p>	印
事業場の所在地	
発 注 者	氏名又は名称
	住 所
運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量	種 類
	量
運搬先の施設の所在地	
運搬先の施設の 所 有 権 又 は 使 用 権 原	<p>運搬先の施設の 所有権・使用権原 を有することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">元請業者の 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運搬を行う従業員の氏名	
運搬車の車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
瑕疵補修工事の場合	
引渡年月日	年 月 日
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
備考	
<ol style="list-style-type: none">1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1 m³以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：畳一畳）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。	

支障Ⅲ やむなく下請負人が処理を委託するような例外的な事例について、委託基準が適用されないと不適正処置が行われる可能性がある。

→ 法第21条の3第4項の例外規定により、下請負人が建設系産業廃棄物を委託する場合、委託基準が適用されます。

この規定では、「下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合」に「下請負人を事業者とみなし」という表現がありますが、これは不適正な委託を行った下請負人に対する規制がなくなることを避けるため、委託に関する諸規制（罰則等）を下請負人に課すものであり、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではありません。

そのため、この例外規定が規定されることにあわせて、法第19条の5第4号で、下請負人が不適正な処分等を行った場合の元請業者（その処分等を他人に適正に委託していた場合を除く）が措置命令の対象者に追加されました。

元請業者が自ら又は他人に委託することをせず処理しない産業廃棄物を、下請負人がやむなく建設工事の施工のために自ら又は他人に委託して不適正な処分等が行われた結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合は、下請負人のみならず元請業者に対しても支障等の除去の措置を行うよう命令が発出される場合があります。

また、元請業者が、たとえ委託基準及び再委託基準にのっとり適正にその処理を委託していたとしても、元請業者が下請負人に対して不適正処理をすることを要求したり、依頼したり、そそのかしたり、又は下請負人が不適正処理することを助けたりした場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、元請業者は、法第19条の5第1項第5号又は第19条の6の規定に基づき、措置命令の対象となります。

なお、元請業者から下請負人に対して、廃棄物の処理を行うよう口頭で指示などがあって、下請負人がその指示等に従い、廃棄物の処理を他人に委託したような場合は、元請業者が委託基準に違反していることとなります。

なぜなら、元請業者が下請負人へ指示等を行った時点で、排出事業者である元請業者には委託基準が適用されており、書面による委託契約が必要であるのにこれを行っていないからです。

注意事項

- 法第21条の3第4項の規定により下請負人が事業者とみなされた場合、元請業者が事業者でなくなるということではない。
- 元請業者が排出事業者になることから、事業場外の保管場所での保管を行える産業廃棄物は、保管場所の届出者が元請業者となった工事で排出したものに限られる。

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化

第21条の3第2項～第4項の規定について

原則<第1項>

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。

効果

建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、
(1)自ら処理するか、(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。

= 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合のみ廃棄物処理が可能となる。



例外

第2項

下請負人による建設工事現場内での保管

保管を行う下請負人も保管基準に従わなければならないこととし、適正な保管を担保



元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)

第4項

元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託

※ 元請業者の指示又は示唆により下請負人が委託を行う場合には、元請業者が下請負人に委託していることになる。このため、第4項のようなケースは例外的であるが、法的な措置が必要。

下請負人であっても処理の委託をする際には、委託基準に従い、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保

第3項

下請負人による一定の廃棄物についての運搬

環境省令で定める廃棄物の運搬(に限り、業許可を不要とするが、処理基準に従い運搬しなければならないこととし、適正な運搬を担保(処分(処分委託に係るマニフェストの交付も含む。))は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行う。)

20

環境省資料から抜粋

法第21条の3 (建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律※1の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第12条第2項、第12条の2第2項及び第19条の3(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合に

は、第7条第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第1項、第14条の4第1項及び第19条の3（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。）には、第6条の2第6項及び第7項、第12条第5項から第7項まで、第12条の2第5項から第7項まで、第12条の3並びに第12条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

※1 第3条第2項及び第3項、第4条第4項、第6条の3第2項及び第3項、第13条の12、第13条の13、第13条の15並びに第15条の7を除く。

2 **新規** 廃棄物処理施設の定期検査の実施、維持管理情報の公表

産業廃棄物処理施設のうち次の施設の設置者に対して、その施設について定期的に県知事等の検査を受けること、またその施設の維持管理に関する情報を公表することが義務づけられました。

○ 対象施設（休止中のもの及び埋め立て処分が終了した最終処分場を含む。）

根拠条文	対象施設の名称
政令第5条第1項	ごみ処理施設のうち、焼却施設（市町村施設を除く。）
政令第5条第2項	一般廃棄物の最終処分場（市町村施設を除く。）
政令第7条第3号	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物除く。)の焼却施設
政令第7条第5号	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設
政令第7条第8号	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物除く。)の焼却施設
政令第7条第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
政令第7条第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
政令第7条第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
政令第7条第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
政令第7条第13号の2	産業廃棄物焼却施設(前述の施設を除く。)
政令第7条第14号	産業廃棄物の最終処分場

○ 定期検査

受検期間：使用前検査を受けた日又は最後に定期検査を受けた日（検査が数日かかる場合には検査が終了した日）のいずれか遅い日から5年3ヶ月以内ごと

受検手続：定期検査を受けようとする者は、あらかじめ定期検査申請書を県知事等に提出

定期検査申請書を故意に提出せず、受検期限内に定期検査を受ける見込みがない者は、定期検査を拒み、妨げ、または忌避した者に該当して、罰則の対象となるとともに、施設の使用停止命令や許可取消等の行政処分の対象となります。

<経過措置>

平成23年4月1日時点で現に定期検査の対象となる施設を有している場合は、経過措置により、その施設が初回の定期検査を受けるべき期限が設定されました。具体的には、その施設の設置許可日によって次の期限までに受検する必要があります。

ただし、経過措置の受検期限までに変更許可を受けて使用前検査を受けた場合はその日から5年3ヶ月以内に次回の定期検査を受ければよいこととなっています。

また、みなし許可施設については、許可を受けたものとみなされた年月日を「許可を受けた日」として初回の定期検査を受検する必要があります。

許可を受けた日	初回の定期検査受検期限
平成5年3月31日以前	平成24年3月31日まで
平成5年4月1日から平成8年3月31日までの間	平成25年3月31日まで
平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間	平成26年3月31日まで
平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間	平成27年3月31日まで
平成15年4月1日から平成23年3月31日までの間	平成28年3月31日まで

法第8条の2の2（定期検査）

第8条第1項の許可（同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

法第15条の2の2（定期検査）

産業廃棄物処理施設の設置者（第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限る。）は、当該産業廃棄物処理施設について、環境省令※1で定めるところにより、環境省令で定める期間※2ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前条第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

※1 環境省令で定めるところ

様式第20号の2による定期検査の受検申請書を提出する。

※2 環境省令で定める期間

使用前検査を受けた日又は最後に定期検査を受けた日から起算して5年3ヶ月以内

○ 維持管理情報の公表

目的：排出事業者が廃棄物を適正に処理することのできる廃棄物処理施設を選択するための情報が簡易に得られるようにするため及び廃棄物処理施設に対する国民の不安感等を払拭するため。

公表対象情報：維持管理計画及び法第8条の4に基づき記録し備え置くこととなっている情報（過去3年分）

公表時期：各月の維持管理情報について、その月の翌月の末日まで（ただし、連続測定が必要とされている維持管理情報については任意）

公表方法：インターネットでの公表
インターネットでの公表が困難な連続測定記録に関しては、求めに応じてCD-ROMを配布するなど

<経過措置>

平成9年の法改正前の許可に係る廃棄物処理施設については、維持管理に関する計画の作成が義務付けられていなかったため、変更の許可を受けるまでの間は、維持管理に関する計画の公表は適用しないこととなっています。

法第8条の3（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

1 （略）

2 第8条第1項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

法第15条の2の3（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

1 （略）

2 産業廃棄物処理施設の設置者（第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限る。）は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 廃棄物処理業の優良化の推進等

(1) **新規** 優良な産業廃棄物処理業者についての許可期間の特例

これまで、優良な産業廃棄物処理業者については、優良品評価制度がありましたが、改正法では、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性にかかる5つの基準に適合している産業廃棄物処理業者について、優良産廃処理業者として県知事等が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の更新期間が7年に延長されるという制度が新たに定められ、従前の優良品評価制度は

廃止されることになりました。

この制度により許可の更新期間の延長を受けるためには、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、優良基準適合性審査申請を行う必要があります。

なお、経過措置を除き、更新時以外の時期に優良基準適合性審査申請を行うことはできません。

また、改正法の施行時点で許可を有している処理業者は、改正法施行以降初めての更新を迎える前に、優良基準に適合している旨の確認を県知事等から受けた場合、施行時点での許可期限が2年延長されます。

法第14条（産業廃棄物処理業）

1 （略）

2 前項の許可は、5年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間※1ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3～6 （略）

7 前項の許可は、5年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

8～17 （略）

（法第14条の4に特別管理産業廃棄物に関する同様の規定）

※1 政令で定める期間

政令第6条の9

法第14条第2項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 新たに法第14条第1項の許可を受けた者 5年

二 法第14条第2項の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第3項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第14条の3の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準※2に適合すると認められたもの 7年

三 法第14条第2項の許可の更新を受けた者であって、前号に掲げる者以外のもの 5年

（政令第6条の11に法第14条第7項に関する同様の規定、政令第6条の13及び第6条の14に特別管理産業廃棄物に関する同様の規定）

※2 収集運搬業に関する環境省令で定める基準（規則第9条の3）

① 申請時点で受けている許可の有効期間において法、浄化槽法等の法令に基づく不利益処分（特定不利益処分）を受けていないこと。

② 次の情報について、優良基準適合性審査申請の日前6月間（申請者がすでに優良基準に適合しているとして許可期間が7年となっている場合には、従前の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、所定の頻度で更新していること。

○申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（1）、（4）又は（6）に掲

げる事項を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。) (5)については1年に1回以上、その他は変更の都度更新)

- (1) 名称
 - (2) 事務所又は事業場の所在地
 - (3) 設立年月日
 - (4) 資本金又は出資金
 - (5) 代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人(以下「代表者等」という。)の氏名及び就任年月日
 - (6) 事業(他に法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第8号において同じ。)の内容
- 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。)(変更の都度更新)
 - 事業計画(他に法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。)の概要(変更の都度更新)
 - 申請者が受けている法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項又は第6項の許可(他にこれらの許可を受けている場合にあっては、当該許可を含む。)に係る第10条の2若しくは第10条の6又は第10条の14若しくは第10条の18に規定する許可証の写し(変更の都度更新)
 - 事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項
 - (1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況(1年に1回以上更新)
 - (2) 積替え又は保管を行う場合には、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限(変更の都度更新)
 - 情報をインターネットを利用する方法により公表する日(当該情報を更新する場合にあっては、更新する日)の属する月の前々月までの3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次に掲げる事項(1年に1回以上更新)
 - (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量
 - (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量
 - 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(1年に1回以上更新)
 - 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法(変更の都度更新)
 - 業務を所掌する組織及び人員配置(変更の都度(人員配置については1年に1回以上))
 - 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度(変更の都度更新)
- ③ その事業活動に係る環境配慮の状況が、ISO14001、エコアクション21(財団法人地球環境戦略研究機関による認証)の認証制度による認証を受けていること。
 - ④ その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続されていること。
 - ⑤ 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値(以下「自己資本比率」という。)が10/100以上であること。
 - ⑥ 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費を加えて得た額(以下「経常利益金額等」という。)の平均額が零を超えること。

- ⑦ 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- ⑧ 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第15条の2の3において準用する法第8条の5第1項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。
- （規則第10の4の2に産業廃棄物処分業、規則第10条の12の2に特別管理産業廃棄物収集運搬業、規則第10条の16の2に特別管理産業廃棄物処分業）

【既存の処理業者に対する経過措置】

この規定について、既存の処理業者に対する経過措置が改正政令附則第5条に定められました。この経過措置の考え方は次のとおりです。

経過措置の対象

- 平成23年4月1日時点で、次のいずれかの許可を受けている者
- ・法第14条第1項の許可を受けている者（産業廃棄物収集運搬業）
 - ・法第14条第6項の許可を受けている者（産業廃棄物処分業）
 - ・法第14条の4第1項の許可を受けている者（特別管理産業廃棄物収集運搬業）
 - ・法第14条の4第6項の許可を受けている者（特別管理産業廃棄物処分業）

経過措置の内容

改正政令が施行された平成23年4月1日時点で有している許可の有効期間の満了の日までの間に、改正政令第6条の9第2号の基準に相当するものとして環境省令で定める基準に適合する旨の県知事等の確認を受けたときは、その許可の有効期間は、7年となります。

優良基準適合性審査申請は更新時に行うこととなっていますが、経過措置では、平成23年4月1日時点で、許可を受けている既存業者に対し、県知事等の確認を受けた場合、改正政令が施行された時点で有している許可の有効期限が2年延長されることが定められました。

優良基準適合性審査申請に関する詳細な手続については、今後ホームページでお知らせしてまいります。

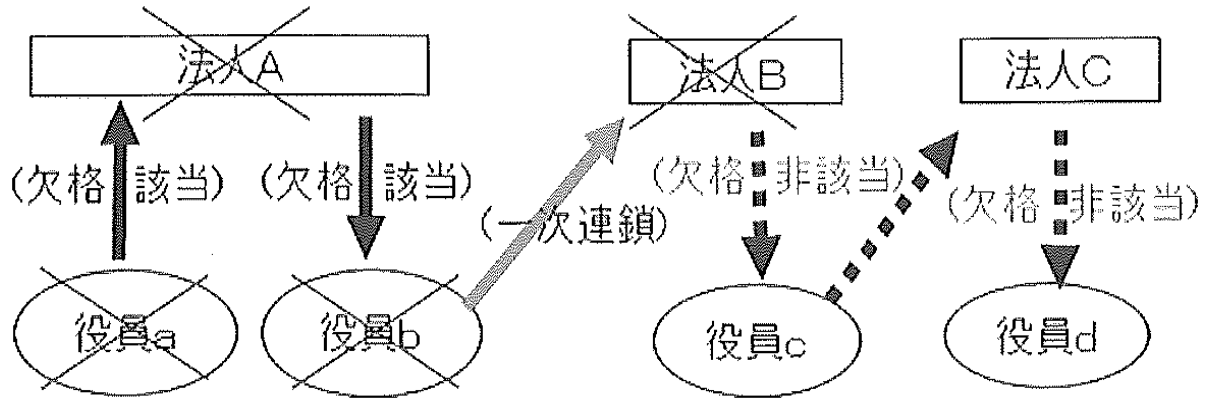
(2) **変更** 許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないようにする措置（欠格要件の規定の合理化）

廃棄物処理業者は、欠格要件に該当した場合、許可が取り消されることとなっています。改正以前の法では、法人が許可取消しとなった場合、法人及び役員双方が欠格要件に該当する

こととなり、役員が他の法人の役員を兼務している場合、その他の法人がさらに欠格要件に該当することで、いわゆる許可取消しの無限連鎖が生じることになっていました。

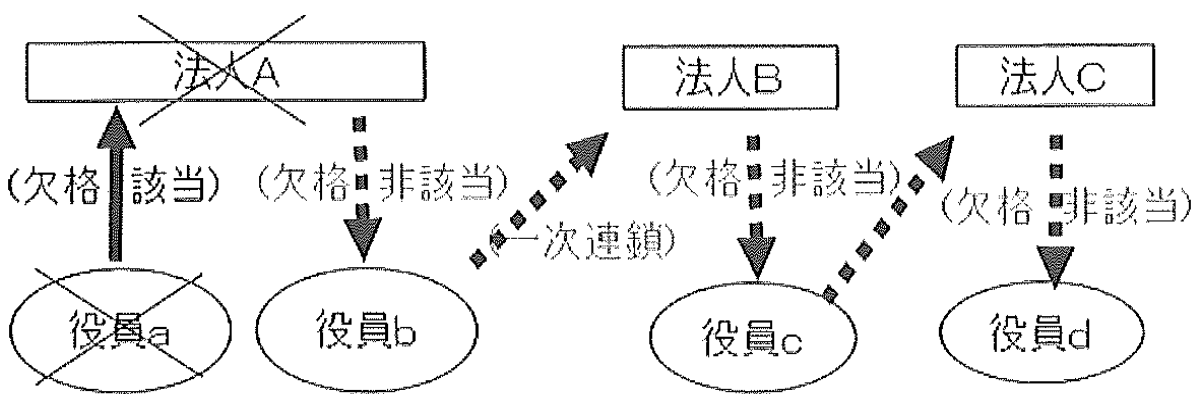
今回の改正で、許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止めるとともに、一次連鎖の起こる場合についても、許可取消原因が法上の悪質性が重大な場合に限定するように欠格要件の規定が改正になりました。

パターン① 法人Aの許可取消原因が、法上の「悪質性が重大なものである」場合



- 法上の悪質性が重大な場合**
- 不法投棄等の刑罰が重い違法行為をした場合
 - 暴力団が関与した場合
 - 不正・不誠実な行為をするおそれがある場合
 - 不正手段で許可を取得した場合

パターン② 法人Aの許可取消原因が、法上の「悪質性が重大なものでない」場合



- 法上の悪質性が重大でない場合**
- 道交法等の他法に違反して禁固刑・罰金に処せられた場合
 - 法中の刑罰が軽い違法行為をした場合
 - 破産した場合 等

法第7条の4（許可の取消し）

市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに該当するに至ったとき。

二 第7条第5項第4号チからヌまで（同号ロ若しくはハ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第7条第5項第4号チからヌまで（同号ニに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。

五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

悪質性が重大な違反を1号から2号で規定

第14条の3の2（許可の取消し）

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第14条第5項第2号イ（第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロ若しくはハに該当するに至ったとき。

二 第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第24条第5項第2号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。

三 第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ニに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。

四 第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前3号に該当する場合を除く。）。

五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

4 排出抑制の徹底

排出抑制の徹底として、多量排出事業者に係る諸規定が改正されました。これらの改正規定については、別途「廃棄物自主管理の手引き」を作成していますので、本冊子では詳細は記載していません。「廃棄物自主管理の手引き」は、自主管理事業ホームページに掲載しています。

自主管理事業ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f94/>

(1) **変更** 多量排出事業者処理計画様式を規定

多量排出事業者が作成することとされている（特別管理）産業廃棄物処理計画について、その様式が改正されました。

(2) **変更** 処理計画等記載事項の変更（委託先の情報の記載の追加）

（特別管理）産業廃棄物処理計画及びその実施状況の報告に次の記載事項が追加されました。

- ① 委託処分の内容について
 - ア 再生利用、熱回収、処分の別
 - イ 認定熱回収施設設置者又は優良認定処理業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合にはその別
- ② 再生利用、処分等について、その主な方法について

(3) **変更** 処理計画書等の提出及びそのデータの公表

県知事等への（特別管理）産業廃棄物処理計画等の提出は電子ファイル（メール又はCD-ROM等）にて行うことができるようになりました。また、県知事等は、提出のあった処理計画等をインターネットの利用により公表することとされました。

なお、県知事等の公表に係る規定については、平成23年10月1日から施行されます。

(4) **新規** 無届者に対する過料の設定

（特別管理）産業廃棄物処理計画の提出又はその実施状況の報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合には、20万円以下の過料が課されることとなりました。

法第33条

次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

- 一 （略）
- 二 第12条第9項又は第12条の2第10項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 三 第12条第10項又は第12条の2第11項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

5 **新規** 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者に係る知事認定

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされています。

これを踏まえ、廃棄物の焼却時における熱回収を促進するため、熱回収を行う者に対して県知事等が認定する制度が整備されました。

この認定を受けると、定期検査の受検が免除され、焼却前の廃棄物の保管量の上限が14日分から21日分に引き上げられます。

なお、認定は更新制で、5年ごとに更新認定を受ける必要があります。

法第15条の3の3（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例）

第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところ※1により、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

※1 環境省令で定めるところ

(1) 認定の手続

第15条の3の3第1項の認定を受けようとする廃棄物処理施設設置者は、様式第25号の2による申請書に、熱回収施設の構造を明らかにする平面図等の図面、設計計算書、施設付近の見取図、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類、過去1年間の熱回収の実績に関する書類、法第15条第1項の許可証の写し等の書類を添付して提出しなければならない。

(2) 認定に係る施設の技術基準（法第15条の3の3第1項関係）

第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準の概要は、以下のとおり。

- ①規則第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準並びに第12条の2に規定する基準に適合していること。
- ②発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること（一部例外あり）、それ以外の用に供する熱回収施設にあつてはボイラー又は熱交換器が設けられていること。
- ③熱回収によって得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

(3) 認定に係る者の能力基準（法第15条の3の3第1項関係）

法第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

- ・年間の熱回収率が10%以上であること。
- ・投入される廃棄物総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30%を超えて燃料の投入を行わないこと。
- ・熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(4) 報告書の提出（法第15条の3の3関係）

認定熱回収施設設置者は、毎年度、熱回収に係る実績報告書を県知事等に提出しなければならないこととする。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間※2ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

※2 環境省令で定める期間 5年

3 第1項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第12項及び第14条の4第12項の規定にかかわらず、政令で定める基準※3に従って行うことができる。この場合において、第19条の3第2号及び第19条の5第1項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（第15条の3の3第1項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第3項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分）」とする。

※3 政令で定める基準

（熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準）

第7条の3 法第15条の3の3第3項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第6条第1項に規定する産業廃棄物（ロにおいて単に「産業廃棄物」という。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 第3条第1号イ及びロ、第5条の4第1号ロ並びに第6条第1項第2号ハ及びニの規定の例によること。

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第6条第1項第2号ロ(1)及び(2)の規定の例によること。

(2) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に21を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

二 第6条第2項に規定する産業廃棄物の処分又は再生に当たっては、第5条の4第1号の規定の例によること。

三 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たっては、次によること。

イ 第3条第1号イ及びロ、第4条の2第1号イ(1)、第5条の4第1号ロ並びに第6条の5第1項第2号イからチまで（チ(3)を除く。）の規定の例によること。

ロ 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に21を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

- 4 第15条の2の2の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第1項の認定に関し必要な事項※4は、政令で定める。

※4 政令で定める認定に関して必要な事項

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第7条の4 第5条の5の規定は、法第15条の3の3第1項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第5条の5中「同項」とあるのは、「法第15条の3の3第1項」と読み替えるものとする。

政令第5条の5読み替え

第15条の3の3第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る熱回収施設（法第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設をいう。以下この条において同じ。）において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

なお、本県では、熱回収施設の認定申請に係る手数料は次のとおりです（政令市も同様）。

申請区分	手数料
新規認定申請	33,000円
更新認定申請	20,000円

熱回収施設の認定については、別途環境省から廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルが示されています。認定の取得を検討される場合は、まずこのマニュアルを確認してください。

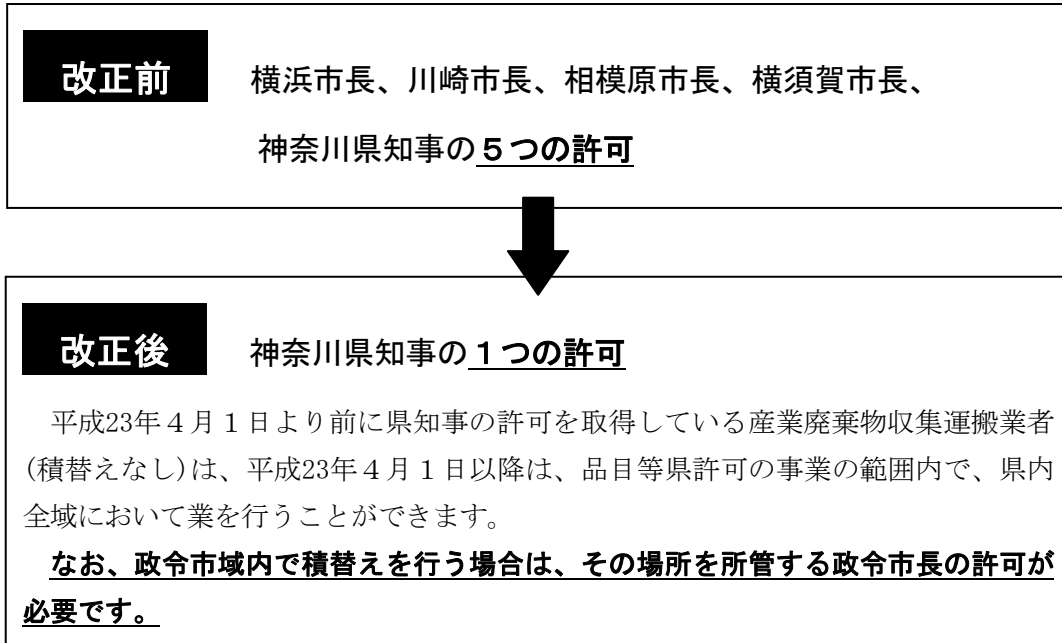
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>

6 **変更** 収集運搬業許可の合理化（政令改正）

産業廃棄物収集運搬業（積替えを行う場合を除く。）を行う場合、従前は廃棄物の積込み・荷卸しを行う場所を所管する県知事及び各政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）長の許可がそれぞれ必要でしたが、この許可体系が合理化され、政令市を含む複数の市町村にまたがって業を行う場合に必要な許可は、県知事の許可のみとなりました。

ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替えを行う場合にあっては、従前どおり、その積替えを行おうとする区域を管轄する政令市の長の許可を受ける必要があります。

【神奈川県内全域で積込み・荷卸しを行う場合に必要な許可】



○ （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）の新規許可申請先（平成23年4月1日以降）

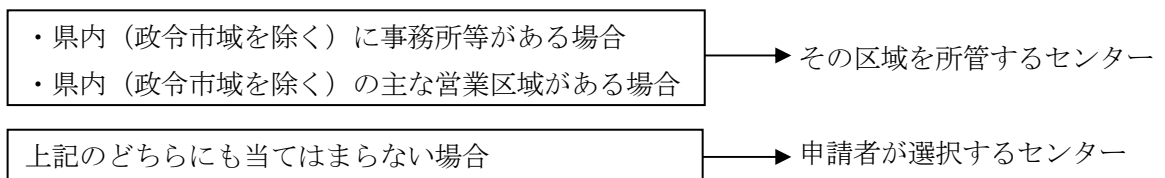
平成23年4月1日以降、神奈川県内で新たに産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）を行う場合の許可申請先は次のとおりです。

1つの政令市域内のみで業を行う場合 : 政令市

上記以外 : 神奈川県（各地域県政総合センター）

なお、政令市長の許可を取得した後、その政令市以外の県内市町村を積込み・荷卸しを行う場所に追加する場合は、県知事の許可を取得する必要があります。

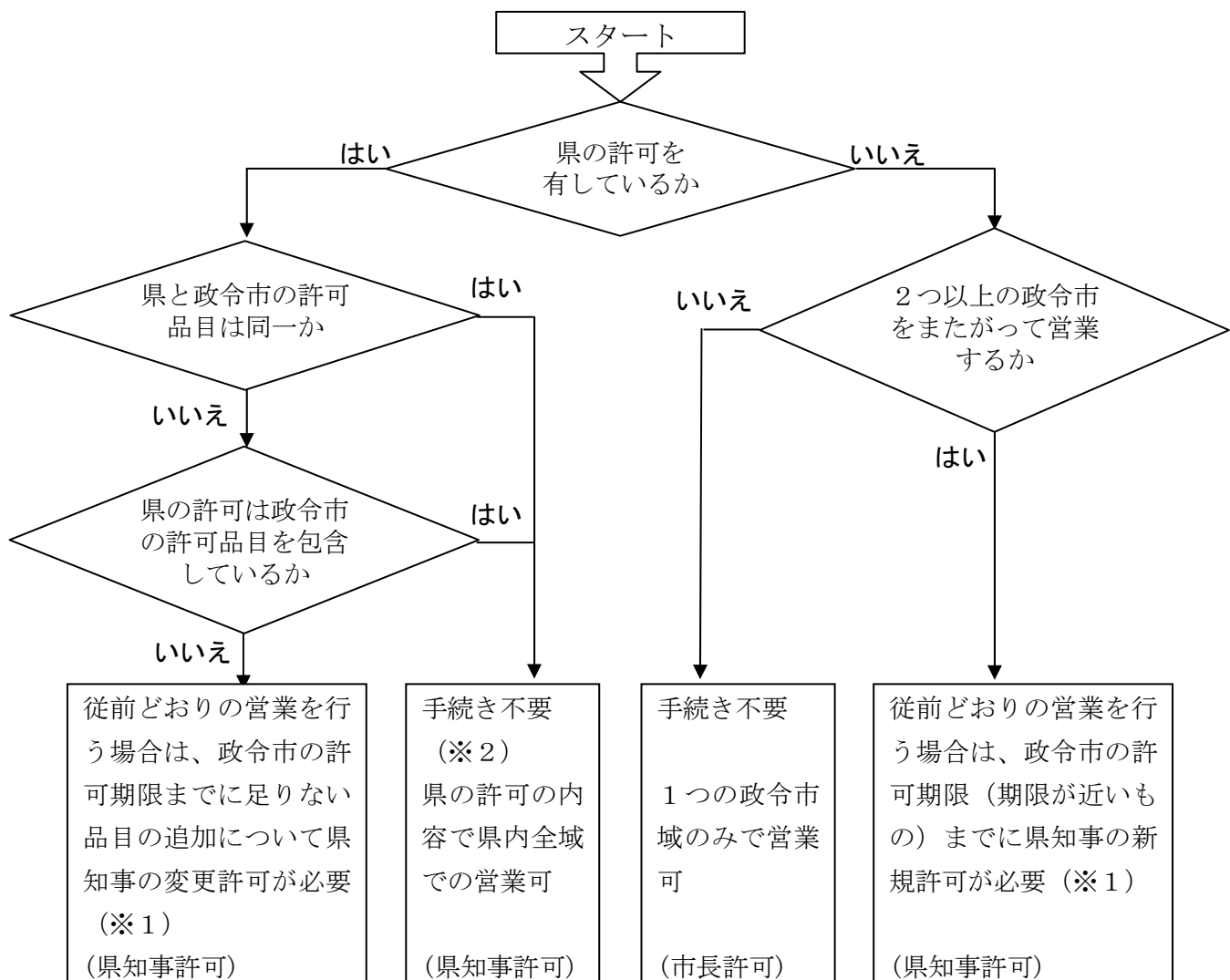
神奈川県に申請する場合の窓口は、県内に5つある地域県政総合センターです（巻末に連絡先）。いずれの地域県政総合センターに申請するかは、次の観点で選択してください。



○ 既存の収集運搬業者が従前どおりの業を行うためには

2つ以上の政令市にまたがって（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）を営んでいる既存の収集運搬業者の方が、平成23年4月1日以降も、従前どおりの業を行うには、既に取得している県や政令市の許可の内容によって対応が異なります。

既存の収集運搬業者の方が従前どおりの業を行うために必要な手続は、次の判定チャートで判定してください。



※1 県の新規又は変更許可を取得した時点で政令市の許可は失効します。

※2 平成23年4月1日時点で政令市の許可は失効します。

失効した政令市長の許可証は、なるべく各政令市へ返納されますようお願いいたします。

神奈川県に申請する場合の窓口は、県内に5つある地域県政総合センターです（巻末に連絡先）。変更許可申請を行う場合は、すでに取得している許可を以前に申請した地域県政総合センターが申請先になります。

新規許可申請を行う場合の申請先は、29ページの新規許可申請先をご覧ください。

<申請に係る手数料>

申請区分	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
新規許可	81,000円	81,000円
変更許可	71,000円	72,000円

<申請時期に関する注意事項>

経過措置により、政令市長の許可内容は、その許可の期限までは継続しますので、その許可の期限の2～3ヶ月前を目安に申請してください。

政令第27条（政令で定める市の長による事務の処理）

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務

二 法第14条の2第1項及び第14条の5第1項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

三 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項及び第4項並びに法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項及び第4項の規定による届出の受理（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

四 法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

五 法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

六 法第20条の2第1項の規定による登録に関する事務

七 法第23条の3及び第23条の4の規定による意見の聴取（第1号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務

2 第5条の5（第7条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととする。この場合においては、第5条の5の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

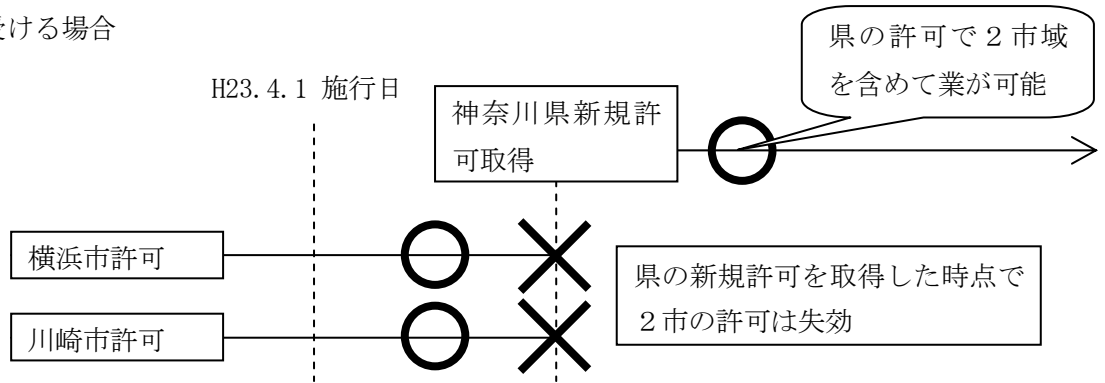
○ 経過措置

産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）の合理化に伴い、既に県や政令市の許可を取得している既存の収集運搬業者に対して、平成23年4月1日時点で取得している許可の期限までは、その許可の効果を継続させることとする経過措置が定められました。

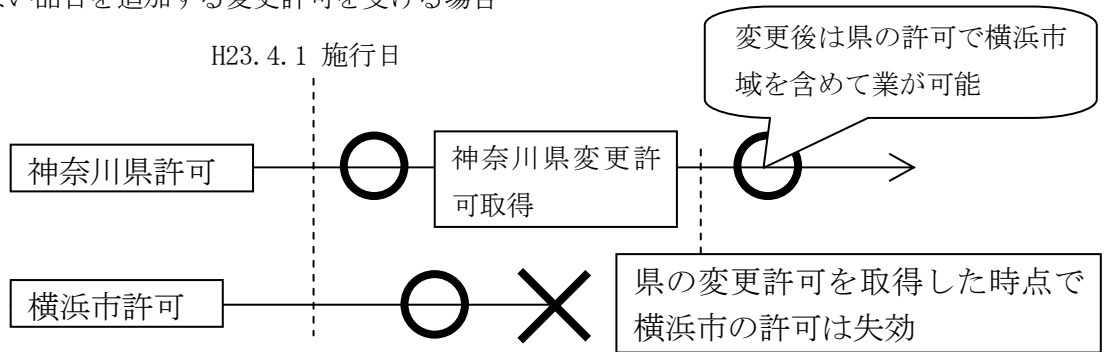
<経過措置についての例（イメージ）>

○ は許可が有効であること、× は許可が失効したことを示します。

例① 県の許可はなく、横浜市と川崎市の許可（品目は同じ）があり、同じ内容で県の新規許可を受ける場合



例② 横浜市と県の許可はあるが、県の許可品目が横浜市のものより少ないため、県の許可に足りない品目を追加する変更許可を受ける場合



(政令で定める市の長による許可に関する経過措置)
 改正政令附則第6条
 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条第1項の許可（以下この項において「市長許可」という。）を受けている者（改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。）であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。）の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。
 (第2項に特別管理産業廃棄物について同様の規定)

7 その他政省令改正等

(1) 廃石綿等の埋立処分の見直し

廃石綿等の埋立処分を行う場合に大気中に廃石綿等が飛散することを防止するため、従前の規定が強化され、埋立処分の前に、あらかじめ「固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置」を講じた上で、耐水性の材料で二重こん包することとなりました。

「固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置」とは、次のとおりです。

区分	方法
固型化	固化設備を用いて石綿が飛散しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量の水硬性セメント及び水を均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法
薬剤※による安定化	必要かつ十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、石綿が飛散しないよう化学的に安定した状態にする方法
その他これらに準ずる措置	大気汚染防止法第18条の14に規定する特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）に定められている「薬液等により湿潤化する」措置

※ 薬剤とは、大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業で使用される粉じん飛散抑制剤や建築基準法第37条に基づき認定を受けた石綿飛散防止剤をいいます。

薬剤を使用する場合は、各薬剤ごとの用途及び使用方法を遵守し、湿潤等による飛散防止効果が十分得られるようにし、過剰添加による漏出等に注意してください。漏出した場合は、廃棄物の飛散流出として、処理基準に違反する場合があります。

また、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散・流出しないように、その表面を土砂等で覆う等必要な措置を講ずることが追加されました。

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

改正政令第6条の5

法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物（法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの（ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。）及び第2条の4第6号から第8号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第3条第1号イ及びロ並びに第3号イ（(1)に限る。）、ニ及びホ並びに第4条の2第1号イの規定の例によるほか、次によること。

イ～ヌ （略）

ル 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。(1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

(2) （略）

(3) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

ヲ～ネ (略)

廃石綿や、石綿含有廃棄物の処理については、別途環境省から石綿含有廃棄物等処理マニュアルが示されていますので、あわせてご覧ください。

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110331001_an.pdf

(2) 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続

廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設）の変更を行う場合、その内容によって、変更許可を受けることが必要になります。

変更許可を受けることが不要である条件は、環境省令で定められています。

従前は、条件の一つとして「処理能力が10%以上変更される場合」というものがありましたが、これが改正され、「変更によって処理能力が10%以上増加する場合」、変更許可を受けることが必要とされました。

したがって、変更によって処理能力が10%以上減少する場合は、軽微な変更該当し、軽微変更届の提出で足りることとなります。

施行規則第12条の8（許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更）

法第15条の2の6第1項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 法第15条第2項の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について法第15条の2の6第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- 二～五（略）

(3) 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し

平成18年5月1日に施行された会社法（平成17年法律第86号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）により、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従来は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、廃棄物処理業や廃棄物処理施設の許可等の申請に際し必要となる書類に、これらの書類が追加されました。

施行規則第9条の2第2項第6号（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

施行規則第11条第6項第7号（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

特別管理産業廃棄物収集運搬業にも同様の規定

(4) 廃棄物処理施設の事故時の措置の記録

廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設）において事故が発生し、法第21条の2第1項に規定する事故時の措置を講じたときは、その講じた措置について、記録を作成し、3年間（最終処分場は廃止までの間）保存することとなりました。

施行規則第12条の6第9号（産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること。

基準省令第2条第2項第1号へ

埋立地（前項第2号ハの規定により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画）に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

8 その他改正等

(1) **変更** 大臣事務関係の整理

環境省が所管する次の事務関係について、必要な整理が行われました。

- ア 再生利用認定制度に係る必要な事項の整備
- イ 広域的処理認定制度の合理化
- ウ 廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任
- エ 広域再生利用指定制度の経過措置の廃止

広域再生利用指定を受けていた自動車用ゴムタイヤは、平成23年4月1日以降は通常の産業廃棄物と同様の扱いになります。

この取り扱いについて、別途環境省から注意事項が示されていますので、あわせてご覧ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/w-tire/index.html>

(2) **新規** 輸入許可対象の拡大

廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者が追加されました。

これに伴い、輸入された廃棄物の委託基準が環境省令で定められました。

輸入された産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合は、その旨を契約書に記載する必要があります。

(3) **新規** 設置許可が取り消され管理者不在となった最終処分場対策

産業廃棄物最終処分場の許可を受けた設置者がその許可を取り消されたときは、その許可を取り消された者又はその承継人が設置者とみなされ、廃止確認を受けるまでの間についてその管理を継続的に行うこととされました。

9 法改正・政省令改正に関するホームページ

○ 環境省「平成22年改正廃棄物処理法について」

条文、新旧対照表、施行通知などが掲載されています。

環境省トップページ → 廃棄物・リサイクル対策 → 行政資料「廃棄物処理の現状」

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/index.html

○ 環境省「特定有害廃棄物等の輸出入関連」

環境省トップページ → 廃棄物・リサイクル対策 → 行政資料「廃棄物等の輸出入」

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

○ 神奈川県各種改正法関係ホームページ

神奈川県トップページ

→ くらし・安全・環境

→ 環境技術・廃棄物処理

→ 産業廃棄物・リサイクル

→ 「平成22年廃棄物処理法改正について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160320/>

→ 「収集運搬業の合理化について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7838/>

→ 「建設系廃棄物排出事業者に係る廃棄物処理法令の改正について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f160399/>

→ 「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請等について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f671/>

廃棄物処理法に関する主な問い合わせ先

○ 廃棄物の取扱いや各種許可等の問い合わせ先

施設・事業所の所在地	行政機関名及び連絡先
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 (県横須賀合同庁舎) TEL 046-823-0210 (代表) FAX 046-824-2459
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 (県厚木合同庁舎) TEL 046-224-1111 (代表) FAX 046-225-5218
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (県平塚合同庁舎) TEL 0463-22-2711 (代表) FAX 0463-24-3608
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	足柄上地域県政総合センター 環境部 環境課 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 (県足柄上合同庁舎) TEL 0465-83-5111 (代表) FAX 0465-82-1494
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	西湘地域県政総合センター 環境部 環境課 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (県小田原合同庁舎) TEL 0465-32-8000 (代表) FAX 0465-32-8111
横浜市	横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13(松村ビル8階) TEL 045-671-2511 FAX 045-651-6805
川崎市	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL 044-200-2593 FAX 044-200-3923
相模原市	相模原市環境経済局資源循環部廃棄物指導課 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 TEL 042-769-8335 FAX 042-769-4445
横須賀市	横須賀市環境部環境管理課 〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046-822-8418 FAX 046-823-0054

○ 法改正等全般についての問い合わせ先

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (県庁新庁舎3階) TEL 045-210-1111 (代表) FAX 045-210-8847

一般廃棄物の取扱いや一般廃棄物処理業許可等については、市町村にお問い合わせください。

改正部分にかかる罰則一覧

罰則	違反内容
5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の 罰金又はその両方	<ul style="list-style-type: none"> 措置命令に違反した者
6ヶ月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> 事業場外保管の事前届出を行わず、又は虚偽の届出をした者 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けた者 マニフェストの写し（A票）を保存しなかった者 処理困難通知を行わず、又は虚偽の通知をした者 処理困難通知を行った場合、通知の写しを保存しなかった者
30万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者又は帳簿を保存しなかった者 定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
20万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者 産業廃棄物処理計画の実施の状況について報告をせず、又は虚偽の報告をした者

※ 罰則は、法第25条から第33条に定められています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法政省令の改正の概要について

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電 話 (045)210-4159

平成23年2月7日 第1版

平成23年3月28日 第2版

平成23年5月10日 第3版

(無断転写転載禁ず)